

## 医療用覚醒剤の輸入解禁（東京オリンピック・パラリンピック限定）

東京オリンピック・パラリンピックに参加する選手で、自己の疾病の治療の目的で覚せい剤を使用している者がいる。具体的には注意欠陥多動性障害（ADHD）治療のため、医薬品として覚醒剤が使用されており、東京大会では、この医薬品を必要とする選手が10人以上いるということで、開幕2月を切った5月28日に令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案が、議員立法で衆議院に提出され、6月2日には衆議院で可決され成立の見通しということである。

覚醒剤取締法は、輸出及び輸入を例外なく禁止しており、自己の疾病の治療の目的でも輸出入はできない。そのためこのような立法が行われることになったわけであるが、はなはだ筋の悪い立法である。

まず、時期が悪すぎる。延期前の2020年には論議されず、2021年5月末に法案化するというのははなはだ準備不足である。疾病治療という大義名分ならなぜ、東京オリンピック・パラリンピック限定か？医療用の大麻に議論が発展することをおそれ逃げていたのか？覚醒剤取締法は、疾病治療のための施用は認めており、現実に許認可されていない状態で国内の正規製造も、警察税関の鑑識用のみである現実である。

そういう状態を無視して、オリンピック・パラリンピックだけどうこうしようとしている矛盾がでている。令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正のため、文部科学委員会で審議されたが本来は厚生労働委員会で議論すべきであろう。